

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第257号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定 価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振 込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口 座 名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第41回全国大会を開催



第41回全国大会であいさつする川上・会長

中央本部では、第41回全国大会を5月27日(水)午後2時から、自由民主党本部の8F大ホールにおいて開催した。

今回も新型コロナウイルスは完全に終息していないことから、540名定員の会場に参加者210名(来賓含め320名)に制限して実施した。(令和7年に新型コロナウイルスに感染して亡くなった方は、2万1千497人になり2万人を超え、一方、インフルエンザに感染しての死者数は6千838人で、新型コロナウイルスに感染して亡くなっ

た方は、インフルエンザに感染して亡くなった方の3倍になっている)司会を中央本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田藤兵衛・副会長が述べた。

主催者代表あいさつで川上高幸・会長は、何回も申し上げてきましたが、我々や解放同盟のような運動団体ではなく、あくまで客観的に冷静公平に差別被害の訴えを審議判断する公的機関が必要なんです。そこそが全ての人権問題に簡易・迅速・柔軟に対応する「人権委員会」であり、その設置を中心に据えたのが「人権擁護法案」であり、その成立さえ叶えば我々も開放同盟も不要になるでしょう。成立の日まで自由同和会は差別問題に対し糾弾ではなく対話、断罪ではなく説明、強制ではなく理解を求めて地道に活動が続ける。「人権擁護法案」の成立こそが到達点と今後の運動体の在りようを示した。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して幹事長で衆議院議員の鈴木俊一さん、党の「差別問題に関する特命委員会」の元委員長で衆議院議員の山口 壯さん、(一社)LGBT理解増進会の繁内幸治さんの3名からごあいさつをいただいた。

来賓紹介については、ご本人様に限りとし、「人権会議」の同志である(公社)全国人権教育研究協議会と全国隣保館連絡協議会からのメッ

今号の内容

全国大会関係	1P
来賓出席一覧	2P
祝電	3P
令和8年度 運動方針(その1)	4～12P

セージと祝電の一部を披露して開会行事を終え、記念講演に移った。

今回の記念講演は、元西日本新聞の記者の馬場周一郎さんが「同和問題の解決は視野に入っている」40年間の取材活動でいま見えるもののテーマで講演された。

議事では、議長に木村 仁・総務委員長と上田信輝・組織対策委員長が就いた。

第1号議案の令和7年度事業報告及び同決算報告並びに監査報告については、山口勝広・事務局次長が事業報告と決算報告を、監査報告は坂本典雄・監事が行い、承認された。

第2号議案の令和8年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹・事務局長が一括提案し、承認された。

第3号議案のその他では、事務局からは提案はなく、会場からの質問もなかったことで、以上で大会議事を終え、閉会の辞を野口賢二・副会長が行い、第41回全国大会を終えた。

来賓出席者

衆議院議員(本人) 17名

安藤 たかお(東京28)▽石井拓▽(愛知1)▽石橋 林太郎(広島3)▽岩田 和親(佐賀1)▽大岡 としたか(滋賀1)▽勝目 やすし(京都1)▽河野 正美(九州ブロック)▽川松 真一朗(東京23)▽北神 けいろう(京都4)▽坂本 哲志(熊本3)▽鈴木 俊一(岩手2)▽瀬戸 隆一(香川2)▽俵田 祐児(中国ブロック)▽中野 英幸(埼玉7)▽藤田 洋司(京都2)▽古川 康(佐賀2)▽松本 いずみ(千葉8)▽山口 壯(兵庫12)

参議院議員(本人) 3名

うすい 正一(千葉)▽永井 学(山梨)▽吉井 あきら(京都)

衆議院議員(代理) 68名

赤澤 亮正(鳥取2)▽麻生 太郎(福岡8)▽石破 茂(鳥取1)▽石原 まさたか(三重3)▽井上 信治(東京25)▽井原 巧(愛媛2)▽今岡 うえき(東京26)▽岩屋 毅(大分3)▽英利 アルフィヤ(千葉5)▽大串 正樹(兵庫6)▽岡本 康宏(愛知5)▽小里 泰弘(比例九州)▽鬼木 誠(福岡2)▽尾身 朝子(比例北関東)▽鹿嶋 祐介(千葉4)▽加藤 勝信(岡山3)▽加藤 大博(岐阜4)▽金子恭之(熊本4)▽黄川田 仁志(埼玉3)▽岸 信千世(山口2)▽木原 稔(熊本1)▽草間 剛(神奈川19)▽工藤 彰三(愛知4)▽栗原 涉(福岡5)▽黒崎 祐一(東京27)▽高村 正大(山口1)▽小寺 裕雄(比例近畿)▽西條 昌良(比例北関東)▽斉藤 りえ(比例東海)▽繁本 護(比例近畿)▽新谷 正義(広島4)▽新藤 義孝

(埼玉2)▽そのさき 弘道(京都6)▽武井 俊輔(比例九州)▽武田 良太(福岡11)▽田中 和徳(神奈川10)▽田中 良生(埼玉15)▽棚橋 泰文(岐阜2)▽谷川 とむ(大阪19)▽田野瀬 太道(奈良3)▽土屋 品子(埼玉16)▽寺田 稔(比例中国)▽渡海 紀三朗(兵庫10)▽とかしき なおみ(比例近畿)▽永岡 桂子(比例北関東)▽中曽根 康隆(群馬1)▽西村 康稔(兵庫9)▽野田 聖子(岐阜1)▽長谷川 淳二(愛媛3)▽鳩山 二郎(福岡6)▽平沼 正二郎(比例中国)▽広瀬 建(大分2)▽牧島 かれん(神奈川17)▽水野 よしひこ(愛知3)▽三ツ林 裕巳(埼玉13)▽三原 朝利(比例九州)▽武藤 容治(岐阜3)▽宗清 皇一(比例近畿)▽茂木 敏充(栃木5)▽森原 紀代子(比例東京)▽山際 大志郎(神奈川18)▽山口 俊一(徳島2)▽山口 晋(埼玉10)

▽山下 孝司(岡山2)▽吉村 はるか(福岡10)▽若林 健太(長野1)▽若山 慎司(愛知10)▽鷲尾英一郎(新潟4)

参議院議員(代理) 20名

石井 準一(千葉)▽猪口 邦子(千葉)▽大家 敏志(福岡)▽加田 裕之(兵庫)▽北村 経夫(山口)▽上月 良祐(茨城)▽小林 一大(新潟)▽こやり 隆史(滋賀)▽鈴木 大地(東京)▽鈴木 宗男(比例)▽高橋 はるみ(北海道)▽滝波 宏文(福井)▽西田 英範(広島)▽福岡 資麿(佐賀)▽藤川 政人(愛知)▽船橋利実(北海道)▽松下 新平(宮崎)▽宮本 和宏(滋賀)▽若井 あつこ(岐阜)▽渡辺 猛之(岐阜)

その他

(一社) L G B T理解増進会
代表理事 繁内 幸治

祝電

衆議院議員

今岡 うえき▽上杉 謙太
郎▽谷川 とむ▽山口 俊一

参議院議員

松川 るい▽吉井 章

その他

(公社)全国人権教育研究協議
会 代表理事 戸田 雅威

全国隣保館連絡協議会

会長 窪田 幸実

(公財)人権教育啓発推進セン
ター 理事長 坂元 茂樹

大阪府関係

大阪府知事 吉村 洋文▽

府民文化部人権局長 安井

健二

自由民主党大阪府議会議

員団幹事長・府議會議員 し

かた 松男

自由民主党大阪府連選挙

対策委員長・府議會議員 須

田 あきら

大阪市長 横山 英幸

堺市長 永藤 英機▽自由

民主党・堺市堺区支部長 堺
市議會議員 西村 昭三

茨木市長 福岡 洋一▽豊中

市長 長内 繁樹▽枚方市長

伏見 隆▽貝塚市長 牛尾

治朗▽交野市長 山本 景▽

阪南市長 上甲 誠▽摂津市

長 嶋野 浩一朗▽岸和田市

長 佐野 英利▽大阪狭山市

長 古川 照人▽高石市長

畑中 政昭▽門真市長 宮本

一孝▽和泉市長 辻 ひろ

みち▽四条畷市長 銭谷 翔

▽寝屋川市長 広瀬 慶輔▽

東大阪市長 野田 義和▽守

口市長 瀬野 憲一▽柏原市

長 富宅 正浩▽泉南市長

山本 優真▽八尾市長 大松

桂右▽泉大津市長 南出

賢一▽羽曳野市長 山入端

創▽吹田市長 後藤 圭二▽

藤井寺市長 岡田 一樹▽泉

佐野市長 千代松 大耕▽河

内長野市長 西野修平▽河南

町長 森田 昌吾▽熊取町長

藤原 敏司▽島本町長 山

田 紘平▽田尻町長 栗山

美政▽豊能町長 上浦 登▽

能勢町長 岡田 正文▽岬町
長 田代 堯▽忠岡町長是枝

綾子▽太子町長 田中 祐

二▽千早赤阪村長 菊井 佳

宏

京都府関係

京都府知事 西脇 隆俊

府議會議員

いその 勝▽おおさわ 彰久

▽古林 よしたか▽武田 光

樹▽田中 英夫▽中島 たけ

ふみ▽中村 正孝▽西村 ゆ

きこ▽能勢 まさひろ▽藤山

ゆきこ▽森口 亨

京都市長 松井 孝治

市議會議長 下村 あきら

市議會議員

富 きくお▽西村 よしなお

▽平山 たかお▽みちはた弘

之▽森田 守▽山本 恵一▽

山本 しゅうじ

福知山市長 大橋 一夫▽

舞鶴市長 鴨田 秋津▽向日

市長 安田 守▽京田辺市長

上村 崇▽京丹後市長 中

山 泰▽綾部市長 四方

源太郎▽宇治市長 松村 淳

子▽宮津市長 城崎 雅文▽
亀岡市長 桂川 孝裕▽城陽

市長村田 正明▽長岡京市長

中小路 健吾▽八幡市長

川田翔子▽南丹市長 西村

好高▽木津川市長 谷口 雄

一▽大山崎町長 前川 光▽

井手町長 西島 寛孝▽久御

山町長 信貴 康孝▽京丹波

町長 畠中 源一▽伊根町長

吉本 秀樹▽笠置町長 山

本 篤志▽和束町長 馬場

正実▽精華町長 杉浦 正省

▽与謝野町長 佐賀 利裕▽

南山城村長 平沼 和彦

福岡県関係

福岡県人権・同和对策局長

浦田 明人

愛知県関係

あま市長 八島 堅志

熊本県関係

南阿蘇村長 太田 吉浩▽

同教育長 今村 了介

令和 8 年 度 運 動 方 針 (その 1)

はじめに

昨年の令和 7 年度運動方針では、平成 12 年 11 月 29 日に成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第 7 条に規定する「基本計画の策定」により、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14 年 3 月 15 日に閣議決定され、その後、平成 23 年 4 月 1 日に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えた「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されて以来、22 年間見直しはされていなかったが、国内外における人権をめぐる状況が必ずしも反映されておらず、今後施策を推進していく際の指針として記載が十分でない箇所もあることから、基本計画の見直しを行う必要があるとして、私ども自由同和会をはじめとする関係各種団体からのヒヤリングを経て、令和 7 年 1 月 20 日に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案」が取りまとめられるとともに、パブリックコメントを実施するとしていたが、パブリックコメントは 1 月 28 日から 2 月 26 日までの約 1 ヶ月にわたり募集され、1,198 件の意見が集まり、その中には「部落差別（同和問題）は既に解決しており、人権課題として取り上げるべきではない」との意見もあった。

このパブリックコメントを経て、6 月 6 日に 23 年ぶりに「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が閣議決定された。

閣議決定された基本計画（第二次）は、令和 7 年度の運動方針に示した中間試案での部落差別（同和問題）の項での、「特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した」と、全く同じ内容になっている。

私どもが削除することを強く訴えた、差別の実態とは大きく乖離している「依然として根深く存在している」との部落差別（同和問題）の常套句は削除された。

一方、これまでと同様に、インターネット上の識別情報の適示については、人権侵害のおそれが高いとしているが、インターネット上での識別情報の適示の件数に一喜一憂するのではなく、リアル（実社会）での差別を問題にすべきで、同和問題で最も深刻な結婚差別については、法務省の「人権侵犯事件調査処理規定」での令和 6 年の新規受理件数は 2 件であり、また、福岡県内の直近 5 年間、結婚差別については 0 件と仄聞している。

また、法務省は「人権侵犯事件調査処理規定」での「人権侵犯事件」統計資料を令和 7 年から大幅に変更し、令和元年から部落差別（同和問題）の新規受理件数の中に、関係行政機関からの通報の「識別情報の適示」を加えたことで、部落差別（同和問題）の新規受理件数が大きく増加し、差別の実態との乖離が生じ、部落差別（同和問題）が増えているとの誤解を招くようになったことで、差別待遇とは別にインターネットの項目が増え、その中に「識別情報の適示」は独立して別項目になった。

結果、令和 7 年の部落差別（同和問題）の新規受理件数は 16 件（差別待遇 2 件、名誉棄損等・プライバシー侵害 4 件、差別表現 10 件）となり、実社会での差別実態に近づいた。

この成果を踏まえ、関係各省庁や都道府県及び市町村の基本計画と啓発資料の見直しを求めていく。

また、「部落差別解消推進法」が成立・施行 10 年であることから、部落解放同盟が、「部落差別解消法」の改正や「部落差別解消法」を具体化するとして自治体に部落差別（同和問題）に特化した条例化を求めている活動については警戒する必要がある。

特に新たな立法としての「包括的差別禁止法」については、差別禁止では差別の解消の基本である対話が遠退き対立を生み、結果として、融和することを阻害するだけではなく、「部落差別は未だに根深く厳しい」と声高に叫ぶ一部運動団体の武器になるだけである。

差別と言われるのを恐れることにより議論に蓋をすることになり、憲法でも保障

する民主主義で最も大切である自由な議論を阻害することだけで、解決には何ら寄与しないことから、これを阻止する運動を展開する。

差別や人権侵害をした人に反省を促すことも大事だが、もっと大事なことは糾弾することではなく、被害者の救済であり、そのための「人権擁護法案」の成立である。

部落解放同盟も人権救済のための「人権委員会」は必要としていることから、「自由同和会」、「部落解放同盟」、(公社)「全国人権教育研究協議会」、「全国隣保館連絡協議会」の4団体で結成した「人権会議」、(平成3年2月に結成した「同和問題の現状を考える連絡会議」を改名)は「人権擁護法案」の内容に齟齬をきたし休眠状態になっているが、簡易・迅速・柔軟に人権救済ができる国家行政組織法の第3条機関としての「人権委員会」を中心とする、「人権擁護法案」を国民から理解される法案に見直し、成立のために、再度、「人権会議」として活動することを視野に入れた活動を行う。

「障害者差別解消法」は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した条約を批准するために平成25年6月に制定されたもので、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めたものであり、これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」は令和3年5月に改正され、国や地方公共団体等と同様に令和6年4月1日からは義務(車いす利用者のスロープを店舗の出入り口に設置等)になったので、会員の事業者には過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うよう指導するとともに、すべての事業者に対してバリアフリーなど環境を整える合理的配慮を求めていく。

同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は平成27年の2月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成28年4月から施行された。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、策定が求められている「職員対応要領」については、大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は令和5年度の段階で約半数が未設置と大幅に遅れていることから、この「協議会」が早期に設置されるよう市区町村に求めていく。

令和5年3月14日には、この「基本方針」の改定と「第5次障害者基本計画」(令和5年度～令和9年度)も閣議決定されているので、会員に熟読するよう促していく。

なお、洪水や高潮、津波が発生した場合に備える「水害ハザードマップ」は大半の市町村で作成済みだが、点字や音声を使用した目や耳が不自由な障害者向けの「水害ハザードマップ」の作成(令和6年度、作成済み10.0%)が大幅に遅れているので、市町村に作成を要請する。

障害者の雇用については、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務付けられたことで法定雇用率は、国と都道府県は2.3%から2.5%、教育委員会は2.2%から2.4%になったが、令和3年の3月からは国と都道府県は2.5%から2.6%に、都道府県の教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられた。平成30年に発覚した国や地方公共団体などが障害者の定義を拡大解釈しての水増し雇用については早期に改善が図られた。令和7年12月19日時点での国の雇用は前年の10,428.0人から10,595.5人で、前年の3.07%から3.03%に、都道府県では前年の11,030.5人から11,375.0人で、前年の3.05%から3.03%に、市町村では前年の37,433.5人から39,142.0人で、前年の2.75%から2.69%に、教育委員会では前年の17,719.0人から18,550.5人で、2.43%から2.31%になっているが、非常勤が多いので常勤雇用を増やすよう国や地方公共団体に求めていく。

民間企業でも、令和6年4月1日から法定雇用率(2.3%→2.5%、対象企業を従業員数43.6人以上から40.0人以上に拡大)が引き上げられた。令和7年12月19日時点での雇用数や実雇用率は2.41%で対前年比0.007ポイント上昇していて、雇用障害者数も実雇用率も過去最多を更新で、雇用障害者全体では704,610.0人(その内訳、身体障害者は対前年比1.3%増の373,914.5人、知的障害者は2.8%増の162,153.5人、精神障害者は11.8%増の168,542.0人(対前年4.0%増の27,148.5人の増になっているが、法定雇用率の達成企業の割合は対前年比同率の46.0%で、半数以上の企業が達成していないので未達成企業に雇用の促進を強力に求めていく。

なお、令和8年7月からは2.5%(40人以上)→2.7%(37.5人以上)に引き上げられる。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成25年6月に改正し、この改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成27年3月に策定している。

この指針も平成28年4月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

更に、平成30年に発覚した障害者の定義の拡大解釈による国や地方公共団体の水増し雇用の反省から、令和元年にも「障害者の雇用の促進等に関する法律」は改正され、国及び地方公共団体での一層の雇用の促進と「障害者活躍推進計画作成指針」の策定とこの指針に即した「障害者活躍推進計画」の作成並びに「障害者雇用推進者」と「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けたので、「障害者活躍推進計画」に基づく取り組みの実施状況を注視する。

また、厚生労働省は、障害者の就労を支援する人向けに新たな資格を創設するととしていて、当面は新たにつくる業界団体が主催する民間資格として運用し、将来的には国家資格にするとしているので、資格取得を検討する。

令和2年4月より、障害者雇用に積極的に取り組む優良中小企業を認定する「もにす認定制度」が実施されていて、認定されれば日本政策金融公庫の低利融資対象になるので、認定されるよう会員の事業者を指導していく。

政府は、障害を理由に不妊手術を強いた旧優生保護法を憲法違反とした令和6年7月の最高裁判決を受け、障害者への差別や偏見を解消するための行動計画を決定した。

この行動計画は、障害者の結婚や子育ての支援、公務員の意識改革を促す研修の拡充、すべての人が相互に理解を深める取組の強化の3点を柱に位置付け推進し、今後、継続的に計画の実施状況を検証することから、私どもは都道府県や市町村の実施状況を検証する活動を行う。

ノーマライゼーション(共生社会)の観点からの特別支援教育でのインクルーシブ教育(特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する)システムの推進として、新規でインクルーシブな学校運営モデル事業の更なる推進として(77百万円)、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るために、医療的ケアのための看護師は4,900人→5,300人の配置。

また、特別な支援を必要とする子供への就学前から社会参加までの切れ目ない支援体制整備、外部専門家の設置(156百万円→180百万円)、発達障害のある児童生徒等に対する支援として、発達障害のある幼児児童に対する就学前からの切れ目ない支援体制構築事業(89百万円→57百万円)、特別支援教育の指導体制等の充実として、聴覚障害教育の充実事業(40百万円→36百万円)、新規事業として、強度行動障害等の国の政策課題に迅速かつ的確に対応するための「ウェルビーイングS&Iセンター(仮称)」の新設に係る経費として73百万円が計上された。

学校における交流及び共同学習を通じて障害者を理解するため、「心のバリアフリーノート」(小学生用、中高生徒用)を活用して、心のバリアフリーを促進するなど、

「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、更なる予算の拡充を文部科学省に求めていく。

特別支援教育としての新たな施策として、すべての新規採用教員を 10 年以内に 2 年以上、特別支援学級や特別支援校で経験させるよう全教委に通知したが、努力義務なのでほとんど実施されていないことから必須にするよう市町村教委に要請していく。

また、昨今、特別支援校へ通学する児童生徒が増えていることで教室の過不足を調査した結果、3,359 教室（令和 5 年 10 月 1 日現在）が不足していることが確認されたことで、設備に対する補助率を上げるなど、教室不足の解消を促しているのので、都府県教委や市町村教委にインクルーシブ教育を増やすか特別支援校の新設及び増築で教室を増やすよう要請する。

「医療的ケア児支援法」が令和 3 年 6 月に成立したことで、特別支援校だけではなく地域の学校への通学が増えてくると思われるので、看護師等の配置について学校からの要請に応じられるよう市町村に働きかける。

なお、特別支援校には設置基準がなかったが、設置基準が初めて設けられ、令和 4 年 4 月から施行されているので、この基準を参考に見直すよう併せて要請していく。

令和 3 年 4 月から施行された改正バリアフリー法では、市町村での「基本構想」の策定、「心のバリアフリー」の推進が義務化され、また、特別特定建築物に公立の小・中学校が追加されたので、車いす使用者用のトイレやエレベーターの設置などバリアフリー化を市町村に求めていくが、新改築に限られ既存の校舎は対象外であったが、令和 5 年の 3 月に閣議決定された「第 5 次障害者基本計画」で令和 7 年までにすべての公立小中学校でのバリアフリー化を目標に掲げていたので、その実施状況を市町村に求めていく。

大半の小中学校は、災害時の避難所に指定されていることから、高齢者にもやさしい施設にするためにもバリアフリーが急がれる。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障害者福祉施設の従事者及び障害者を雇用する事業主としており、令和 6 年度の虐待は 3,770 件で前年度より 293 件増えたが、被害者は 113 人減り 4,528 人になっている。令和 4 年度に虐待防止の職員研修が事業所に義務付けられたが、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成 12 年 5 月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成 29 年の 4 月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・捜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な事件が続いたことから、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の改正案が令和元年 6 月 19 日に成立した。

この改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化等が図られ、しつけとして体罰を容認する風潮がある親権者等による体罰の禁止が明記された。

令和 2 年の 2 月にまとめられた指針「体罰等によらない子育てのために」～みんなで育児を支える社会に～では、

- ・言葉で 3 回注意したけど言うことを聞かないので、ほほを叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた

- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

以上の6項目の例も体罰に挙げ、虐待の定義として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待としている。

これら体罰や虐待を発見した場合には、通告義務があることから、速やかに都道府県の設置する福祉事務所か児童相談所に通告し、体罰や虐待の防止に努めるとともに、子どもも体罰等によらない子育てに努める。

なお、令和8年1月30日に公表された厚生労働省のまとめによれば、令和6年度に児童相談所（全国240か所、令和7年4月1日現在）が児童虐待相談として対応した件数は223,691件（1,818件減、対前年比0.8%減）になっている。

民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」との条文は、体罰の根拠になっていることで、この条文を削除する民法の改正が第208回国会へ提出され、令和4年12月10日に成立し、第821条（子の人格の尊重等）「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、この人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」を加えた。

なお、令和7年の1年間に全国の警察が検挙した虐待事件は2,592件（57件減、前年比2.2%減）、被害を受けた子どもは2,647人（前年比53人2.0%増）で過去最多、その内無理心中を含め死亡した子どもは前年より5人減の47人になり、警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあるとして通告された18歳未満の子どもは122,588人（210人増、前年比0.2%減）と高水準で推移している。

虐待で悲惨なケースが続いていることで、児童相談所の専門職である児童福祉士を、令和7年4月1日現在6,866人から令和8年度までに910人程度を増員するとし、児童心理司も現在の3,167人から令和8年度末までに3,300人程度になるように増やして拡充するとしている。

令和4年6月8日に改正「児童福祉法」が成立したことで、新たな児童虐待の専門職として「子ども家庭ソーシャルワーカー」が認定資格（国家資格）として令和6年度に導入されるとともに、虐待を受けた子どもを親から引き離す一時保護を行う際の手続きに、司法審査（裁判所が一時保護状を発行し7日以内に司法が介入するもの）も導入された。

なお、今後は、令和5年4月1日に新たに設置された「子ども家庭庁」が所管することになり、令和8年度末までにすべての市町村に「子ども家庭センター」が設置（令和6年10月1日時点で52.7%）されることから、市町村や児童相談所と連携して、悲惨な児童虐待での犠牲者をなくしていく。

また、保育所や認可外保育施設、児童館などの施設が、保育士ら職員による子どもへの虐待を把握した場合には、自治体への通報を義務付けることを柱とする児童福祉法の改正案が令和7年4月18日に成立し、10月1日より施行されているので、早期発見に繋がるよう努める。

学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大やいじめ問題への対応が明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）が策定された。

基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認（LGBT）に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記され、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月以上継続し

ているとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、「法」、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしていたが、重大事態の発生件数は令和6年度に過去最高になり、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とのトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、ガイドラインが改定されたので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検を行っていく。

また、政府は重大事態が令和6年度も最多を更新したことを踏まえ、国に提出された重大事態調査報告書を分析する専門家会議を設置し、学校での未然防止に生かすとした。

スクールカウンセラーについては、全公立小中学校27,500校(週4時間)への配置、いじめ・不登校対策のための重点配置(7,000校週8時間)、貧困対策のための重点配置(2,300校週8時間)、虐待対策のための重点配置(2,000校週8時間)、教育支援センターの機能強化(35日→105日/年)、スーパーバイザーの配置(67→101人)。

自殺予防教育の支援、スクールソーシャルワーカーについては、すべての全中学校区への配置(週3時間)、いじめ・不登校対策のための重点配置(5,000校週6時間)、虐待対策のための重点配置(2,500校週6時間)、貧困対策のための重点配置(2,500校週6時間)、ヤングケアラー支援のための配置(1,000校週6時間)、教育支援センターの機能強化(42日/年→63日/年)、スーパーバイザーの配置(67人→101人)、24時間通話料無料の子供SOSダイヤル(補助率1/3)、SNSを活用した相談体制の整備に対する支援(補助率1/3)、不登校児童生徒に対する支援推進事業(補助率1/3)、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進(補助率1/3)、オンラインカウンセリング活用のための配置、(新たに警察OB・OG、保護司、NPO法人、大学教授、校長OB・OG等の多職種の専門家によるチームを「いじめ対策マイスターとして教育委員会に設置)、スクールロイヤーは、一部の地方公共団体で取り入れられ、文部科学省も全国に300名を配置するとしていたが、予算措置が見送られ、令和2年度からは普通交付税措置が講じられているので、積極的な活用を地方公共団体に求めている。

また、在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒のために、学校内の居場所を確保することにより、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の在籍学校での学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員(校内教育支援センター支援員)を配置し、校内教育支援センターの設置(2,000校→4,000校)を促進するとしているので、積極的に活用して学習支援や相談支援を行う。

令和7年6月現在で小学校8,841校、中学校7,033校、合計15,874校(設置率58.7%)

が既に設置されている。

令和6年度はいじめの認知件数(小・中・高・特別支援学校)については769,022件で過去最多で、前年度の732,568件から36,454件(5.0%)増加していて、ネット(パソコンや携帯電話を使用しての誹謗・中傷)でのいじめの認知件数も、前年度の24,678件から2,687件の増で27,365件の過去最高になった。

なお、自殺等重大事態については、前年度の1,306件から98件(7.5%)増の1,404件になっている。

文部科学省は、平成 25 年からは警察との連携をするよう通知をだしているが、令和 6 年度のいじめの件数 769,022 件に対して、僅か、3,272 件の 0.4% でしかなく、令和 5 年の 2 月 7 日に再度、警察との連携を徹底するように通知を出しているの、学校現場に警察との連携を密にし、いじめをなくすよう要請していく。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小・中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、させない、見逃さない」このことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するよう求めていく。

なお、インターネットの活用についても、情報モラル教育（メディアリテラシー）の充実をも求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認（LGB-T）に係る児童生徒については、既に、平成 27 年 4 月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものをとの要望を受け、平成 28 年 4 月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点等を確認する。

子ども政策の司令塔になる「子ども家庭庁」が内閣府の外局として令和 5 年 4 月 1 日に 430 人体制で創設されたが、当初、予定されていた文部科学省の幼稚園やいじめ対策は移管されず、内閣府は少子化対策、子どもの貧困対策、児童手当、認定こども園を、厚生労働省は虐待対策、ひとり親家庭支援、母子保健、保育所を移管した。

この「子ども家庭庁」の創設に併せて、「子ども基本法案」が議員立法として令和 4 年 6 月 15 日に成立したが、子どもの権利が守られているかのチェックや虐待や貧困などを調査・勧告の権限を持つ行政から独立した第三者機関「子どもコミッショナー」の設置については自由民主党内の意見がまとまらず見送られたが、5 年後の見直し条項があるので、「子どもコミッショナー」の機能が取り入れられるよう、理解を求めていく。

また、「子ども家庭庁」の創設に併せて、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」が令和 8 年度末までにすべての市町村に設置される予定であったが、令和 7 年 5 月 1 日時点で 71.2% になっているので、未設置の自治体に設置を急ぐよう促していく。

これは現在二つに分かれている①母子保健法に基づき設置されている、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、②児童福祉法に基づき設置されている、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を一本化して「こども家庭センター」に改めるもの。

このセンターでは、家族の介護や世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊婦など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画「サポートプラン」を作成して、家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うことも想定しているらしいので、全面的に協力する。

女性の人権については、平成 13 年 10 月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 法）によって、平成 14 年 4 月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成 19 年 7 月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めていく。（令和 7 年 12 月 12 日現在、全国 325 施設で、その内市町村が設置する施設は 152 施設、前年より 8 施設の増加。

内閣府が令和 2 年 4 月 20 日に設置した 24 時間対応の電話やメール及び SNS で相談できる窓口の DV 相談プラスは、令和 6 年度は 45,858 件になっているが、令和 7 年 3 月を以て廃止された。

この支援センターへの相談件数は高止まりになっていて、令和 6 年度は 127,796 件

(前年比 1% 増) で、令和 7 年に警察が対応したもののでも 98,289 件で前年度より 3,352 件 (前年比 3.5 % 増) 増えており過去最多になっているが、検挙件数は前年より 63 件減の 8,358 件 (前年比 0.7% 減) になっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成 20 年 1 月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができるようになったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成 26 年の 2,576 件をピークに令和 7 年では前年より 109 件減の 1061 件について保護命令が発令され、保護命令違反で 88 件で検挙されている。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

「DV 防止法」の改正案が令和 5 年 5 月 12 日に成立したことで、令和 6 年度からは、身体だけではなく精神への重大な影響を及ぼす「精神的 DV」も保護命令の対象に加えられるとともに、接近禁止命令などの保護命令期間を 6 カ月から 1 年に、罰金も現行の「1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金」から「2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金」になり、厳罰化が図られた。

また、「ストーカー規制法」による相談件数は、平成 29 年の 2 万 3,079 件をピークとして、令和 7 年では 22,881 件で、前年より 3,314 件 (16.9%) 増加していて、ストーカー規制法違反の検挙は前年より 205 件 (15.3%) 増の 1,546 件になり、刑法犯等についても 428 件 (24.6%) 増の 2,171 件が検挙され、引き続き高水準になっている。

この「ストーカー規制法」は平成 25 年 6 月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めていく。

令和 3 年の 5 月には、GPS 機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた改正が行われた。これで「ストーカー規制法」は 3 回目の改正になる。

令和 8 年 3 月 14 日 7 年 12 月 3 日には、4 回目の改正が行われ、

- ① 紛失防止タグの悪用 紛失防止タグ使って位置情報を取得する行為及び紛失タグを取り付ける行為等を規制対象に追加
- ② 職権警告の創設 被害者の申出がなくても警告が出せる
- ③ 被害者への援助 被害者に対する援助の主体に、地域住民に加え、被害者の勤務先、学校を追加
- ④ 情報提供の禁止 ストーカー行為等をするおそれのある者に、被害者に関する情報を提供する行為の禁止

令和 8 年 3 月 10 日から完全実施された。

今後も DV やストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター (一時避難所) が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

また、民間シェルターは、全国で 124 運営団体 (令和 4 年 11 月 1 日現在) があるが、いずれも財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、地方公共団体へより一層の財政支援を求めていく。

現在の DV やストーカーでの一時保護施設 (婦人保護施設) は、売春防止法の売春を行うおそれのある女子を収容保護施設に基づいて運営されているが実態に合わないことから、DV や性被害、生活困窮などで苦しむ女性の支援を拡大する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が超党派の議員立法として作成され、令和 4 年 5 月 19 日に成立したことで、令和 6 年 4 月から、これまでの「婦人保護施設」

から「女性自立支援施設」に改称された。

平成 27 年の 8 月に成立し、平成 28 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員 301 人以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成 28 年の 4 月 1 日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けるものであったが、令和元年 5 月 29 日に改正案が成立したことで、これまでの従業員 301 人以上の企業が義務であった行動計画の策定が、令和 4 年 4 月からは 101 人以上も義務になったので、対象企業に行動計画の策定を求めていく。

また、令和 8 年 4 月からは、これまでは 301 人以上の企業に義務付けられていた賃金格差の公表及び管理職に占める女性比率の公表も 101 名以上の企業に対象が広がられるので、対象企業に公表を促していく。

厚生労働省は最近問題になっているカスタマーハラスメント（カスハラ）について、「顧客や取引先、施設の利用者などによる、社会通念上相当な範囲を超えた言動で、労働者の就業環境が害される」と定義し、相談窓口の設置や対策マニュアルの策定など、従業員を保護する対策を全企業と全自治体に義務付けるために「労働施策総合推進法」の改正案と、就職活動中の学生へのセクシャルハラスメント（セクハラ）防止策も義務とするために「男女雇用機会均等法」の改正案は、令和 7 年 6 月 4 日成立したことから、カスハラ対策と就活中の学生へのセクハラ対策は義務になったので、令和 8 年 10 月 1 日までに対策を講じるよう、会員企業へ防止策の策定などを指導していく。

政府は、男女格差の解消や女性の経済的自立などを推進するセンターとして、独立行政法人「国立女性教育会館」を改組して、自治体が設置している約 350 か所の「男女共同参画センター」のネットワークを形成する中央組織としてナショナルセンターを、令和 8 年度中に創立を予定しているので、協力していく。

また、令和 8 年度から 5 年間を対象とする「第 6 次男女共同参画基本計画」づくりに着手しているのでその策定を見守っていく。

「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント（性的言動）は防止の措置を講じることになっているが、平成 28 年 3 月に「均等法」が改正され、マタニティーハラスメント（出産・妊娠）も平成 29 年 1 月からは防止の措置を講じなければならなくなったが、令和元年 5 月 29 日には「女性活躍推進法」と「労働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、大企業（300 人以上の企業）は、令和 2 年 6 月 1 日からパワハラ（上司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること）防止の措置を講じることや相談窓口の設置が義務になったが、令和 4 年の 4 月からは中小企業もパワハラ禁止を就業規則に明記するなど、パワハラ防止策と相談窓口の設置が義務になったので、会員企業に指導していく。

なお、「女性活躍推進法」では女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設されているので、認定されるよう促していく。

また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年の 5 月に成立しているので、女性の候補を増やすために女性だけの政治塾などを開催するよう政党に求めていく。

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。